

石狩市立花川南小学校 いじめ防止基本方針

1. 基本理念

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、石狩市立花川南小学校のいじめ防止のために策定した。なお、平成30年に道の「改訂骨子案」や石狩市の改定案を受けて本校の方針の改訂を行った。

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
(いじめ防止対策推進法第13条)

この基本方針のもとに、花川南小学校では豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、すべての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
(いじめ防止対策推進法第3条)

2. いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

- (1) 上記の定義を受け、本校では、「子どもが特定の子ども（または複数の子ども達）から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的に苦痛を感じているもの」とする。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。
- (2) いじめには、多様な態様があることをふまえ、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

【具体的ないじめの様態】

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- (3) いじめは、単に「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識する。

3. いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、教頭（校長）、生徒指導部、各学年部及び当該児童の担任（必要に応じ養護教諭を含む）によるいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。また、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）についても必要に応じて出席を依頼する。

委員会は、いじめ問題に組織的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担う。

【いじめ防止対策委員会の主な役割】

- 学校基本方針に基づく年間計画の実施・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携に関する対応を組織的に実施
- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- 特に配慮の必要な児童についての全教職員の共通理解を図る取組

4. いじめ防止のための取組

- (1) いじめは、どの学校にもどの子どもにも起こりうることを踏まえ、全ての児童を対象に未然防止に取り組む。
- (2) 未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。

【主な取組】

- 重点教育目標「心ぽかぽか 瞳きらきら大作戦」の達成をめざした学校づくりの推進
- 「ほめて認める指導」を重視した「自分づくり」と「仲間づくり」の推進
- 認め合い・助け合いのある学習活動の推進
- 児童のコミュニケーション能力の向上
- 規範意識や思いやりの心などを育成する教育の推進
- 生徒指導の3機能を生かす
- 全教職員の共通理解を図るため、毎月の生徒指導交流やいじめに関する校内研修の実施
- いじめ・いじめ防止に関する学校の取組や保護者の協力を促す啓発活動
- 学校のいじめ防止基本方針の取組状況を学校評価に位置付け、学校運営協議会委員の指導・助言を求める
- 情報モラル教育とネットリテラシーの向上を図る

5. 早期発見

- (1) いじめは気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- (2) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- (3) 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

【主な取組】

- 「ともだちアンケート」の実施（6、11月）
- 「南小アンケート」の実施（6、8、11、2月）
- 「個人懇談」の実施・活用（4、12月）
- 教育相談の実施とスクールカウンセラーとの連携
- 生徒指導交流による児童実態の交流

6. いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織的に対応し、情報収集を綿密に行って事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、被害児童を守る。
- (2) 加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (3) 学級や学年で「いじめは絶対に許さない」ことを児童に指導する。
- (4) いじめへの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (5) いじめられている児童の心の傷を癒すために、特別支援教育コーディネーターやスクールカ

ウンセラー、養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
(6) いじめに係る情報を適切に記録する。

7. いじめの解消

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) 被害児童に心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- (2) いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ防止対策委員会は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

8. インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめの未然防止のため、児童及び保護者に対して情報モラルに関する啓発活動を実施する。
- (2) 教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも必要に応じてネットパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。

【主な取組】

- ネットモラル教室の実施
- ネットパトロールの実施
- ネットマナーの向上を目指した児童会活動
- ネットマナーや携帯電話、ゲーム機等の利用に関わる保護者への啓発活動

9. 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第28条）

- ①第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- ②第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

(2) 学校による調査

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。

②重大事態の調査組織

学校が調査主体となるときは、速やかにいじめ防止対策委員会において調査を実施する。ただし、重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識を有する第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努めることも考えられる。

③事実関係を明確にするための調査の実施

学校は重大事態が発生したことを真摯に受け止め、児童及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

④いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

※ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に、説明を怠らないようにする。

※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要となる。

⑤教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、資料提供など、調査に協力する。

※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

【年間計画】

	いじめ防止対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	『いじめ防止基本方針』の内容確認 - 未然防止の取り組みの提起	- 学級、学年開き - 児童に対するスクールカウンセラーの周知 1年生を迎える会	- 児童に対する『いじめ相談窓口』の周知 - 三計測	- 保護者に対するスクールカウンセラーの周知 - 一斉下校指導① - 個人懇談①
5月		異学年集会①	『友だちアンケート』①	
6月	『友だちアンケート』実施結果をうけての対応確認		個別教育相談①	
7月		ネット安全教室		
8月		人権教室		一斉下校指導②
9月				
10月				
11月	『友だちアンケート』実施結果をうけての対応確認	- ネチケット教室 - 異学年集会②	『友だちアンケート』② - 個別教育相談②	
12月		異学年集会③		個人懇談②
1月	学校評価			一斉下校指導③
2月	学校評価をうけての『いじめ防止基本方針』の見直し	6年生を送る会		
3月				
通年	- いじめに関する情報収集 - 対応策の検討	- 相手を思いやる心の指導 - 児童との信頼関係の深化 - わかる授業の実践	- スクールカウンセラーによる相談 - 日常の健康観察	- 登校指導（月初め） - 保護者との教育相談

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- ・いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告



重大事態の発生

- ・教育委員会に重大事態の発生を報告（教育委員会から市長に報告）



教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する



学校が調査主体の場合

- 学校のもとに、重大事態の調査組織を設置
 - ・調査組織はいじめ防止対策委員会を母体とする。ただし、当該重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることもある。



- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合う。
 - ・これまで学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。



- いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供
 - ・調査により明らかになった事実関係の情報を、適時・適切な方法で経過報告する。
 - ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に、説明を怠らないようにする。
 - ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要となる。



- 調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から市長に報告）
 - ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。



- 調査結果を踏まえた必要な措置

教育委員会が調査主体となる場合

- 教育委員会の指示のもと、資料提出など、調査に協力